

かわら版

(この資料は全部お読みいただいても 60 秒です)

～納付書が送られてこない！～

最近、クライアントから「納付書が税務署から届いていないけど」という問い合わせが増えていませんか？

それは、税務署が令和 6 年 5 月以降送付分から、一定の方に対して納付書の送付を取りやめたからです。

国税庁によれば、「キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、納付書を使用しない納付手段で納付した方などについては、納付書の事前の送付を取りやめております。」とのこと。

そこで、納付書を送付しない対象者は、以下のような方となっております。

- ① e-Tax により申告書を提出されている法人の方
- ② e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人の方
- ③ e-Tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- ④ 「納付書」を使用しない次の手段（後述「イ」）により納付されている法人・個人の方

なお、源泉所得税の徴収高計算書や、e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人以外の方に送付する消費税の中間申告書兼納付書については当分の間、送付されます。

では、そのようなクライアントへの案内としては、

(イ)納付書を使用しない手続きを採用すること。それは以下の方法です。

- ・ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）
- ・振替納税
- ・インターネットバンキング等による納付
- ・クレジットカード納付
- ・スマホアプリ納付
- ・コンビニ納付（QRコード）

(ロ) 納付書を税務署から取り寄せて記載し納付すること

上記①の方法を採用する場合、ネックとなってくるのは、ダイレクト納付は事前に申請が必要で利用可能までに数日かかること、また、インターネットバンキングの設定に手間がかかることです。

このような納税方法の体制が整っている事業会社やパソコン等に精通されている経営者の方々には切り替えは容易ですが、パソコンやスマートフォンに慣れていない、高齢のクライアントや小規模事業者の方々にとってはかなりハードルの高いことではないでしょうか。

時代の要請により、電子申告（e-Tax）電子納税はこれから不可欠なこととなって参りますが、それをサポートする課税庁の対応や、会計事務所の役割もますます重要となってくるものと思われます。